

第5回 鎌倉市児童福祉審議会会議録

日時 平成16年8月3日(火)18時00分～20時00分

場所 鎌倉市役所第3分庁舎講堂

出席委員 松原康雄委員長 富田英雄副委員長 石井孝子委員 加藤邦子委員
加藤芳明委員 新保幸男委員 四方耀子委員

青少年課長 それでは定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日の会議に先立ちまして、出席委員の状況でございますけれども、本日は6名の委員の方々のご出席をいただいておりますので、条例第7条第2項の規定により会議は成立しております。

なお、加藤芳明委員がまだお見えになっておりませんが、後ほど来られるというご連絡をいただいております。

なお、幹事につきましては、小川保健福祉部長が所用のため欠席をいたしております。

それでは、委員長よろしくお願いいたします。

松原委員長 それでは、まず傍聴の方に入ってくださいと思います。

(傍聴者入室)

松原委員長 それでは第5回の鎌倉市児童福祉審議会を開始させていただきます。

委員の方々もお暑い中をありがとうございます。それで5回ということで、前回確認させていただきましたけれども、もう少し放課後児童対策について議論を深めたいということで、今日もう1回の議論の機会を準備させていただきました。やはり鎌倉市の児童福祉審議会として、取り上げなければならない課題というのは、幾つかまだありますので、今日この放課後児童対策については、各委員の方からご意見をいろいろ伺いながら、少しまとめる方向へ持っていきたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

それでは事前に見ていただいたかと思うんですが、前回の会議録の確認をさせていただきます。この時点で何かご訂正等がとおりになるでしょうか。

(なし)

松原委員長 よろしいですか。それでは会議が終わるまでにもし訂正があれば、ご指示いただくことにしまして、早速報告事項の方に入らせていただきます。きょうは放課後児童対策についてがメインの議論になるんですが、そのこととも深い関連があります次世代育成支援行動計画の策定について、まずご報告をいただきたいと思っております。お願いします。

こども局推進担当課長 次世代育成支援行動計画の策定状況について、ご報告をさせていただきます。

松原委員長 どうぞお座りください。

こども局推進担当課長 次世代の育成支援の行動計画につきましては、市民の皆さんの

意見を聞く市民会議を6月に行いまして、7月8日に次世代育成支援対策協議会の第1回の会合を持ちました。こちらの児童福祉審議会からは松原委員長、富田副委員長、そして新保委員にご参画をいただいております。ということで、残る4名の石井委員、加藤委員お二人、それと四方委員の机の上には、ピンクのファイルを置かせていただいております。ちょっとごらんいただきたいと思いますけれども、次世代協議会の方で出しました資料をそのファイルにとじてございます。今後、行動計画を骨子から素案へと高めていく、その最終段階で児童福祉審議会の方にもご意見を伺いたいと思っております。これから次世代協議会で、協議会の方の委員の皆さんに提供いたします資料は、すべて児童福祉審議会の皆様にもお届けしたいというふうに考えております。今後、会議録ですとか、資料について、ご提供させていただく物をどうぞそのピンクのファイルにとじていただきたいと思いますと思っております。ちょっと審議会の資料と協議会の資料が重なりまして、重複してくる部分もあるかと思っておりますけれども、協議会の方の資料ということで差し上げた物をそれにとじていて、最後の段階での案の審議に臨んでいただきたいと思いますというふうに思っております。どうぞよろしくお願いたします。

松原委員長 それでは各委員の方には見ていただいて、ここではやりとりをしながらということもあります。いずれまた、ここでも議論をしていただくチャンスがあるかと思っております。

それでは2つ目の報告事項で、子どもの家利用児童アンケート調査結果についてお願いをいたします。どうぞ座ったままで。

青少年課長 それでは子どもの家入所児童に係るアンケート調査の集計結果についてご報告を申し上げます。このアンケート調査につきましては、皆様方がご存じのように前回の審議会の中で、いわゆる子どもの本音と申しますか、こういうことをしたい、何かこんなことがあったらいいな、あるいはこういうところが嫌だなと、そういうような本音に迫れるような、こういう調査ができないかというようなご要望を踏まえて実施したものでございます。

調査を行いましたのは、ことしの6月でございます。アンケートをとりました総数が142名でございます。ちなみに6月1日現在、子どもの家に入所している児童は494名でございますので、子どもの家入所児童の大体28.7%に対して、このアンケート調査を実施したというふうにご理解ください。

まず、調査対象児童の属性ということでございますが、1年生から6年生まで男女別に分かれております。この調査を実施するに当たりましては、全くの無作為で調査を実施いたしました。したがって、実際の年齢構成を必ずしも反映しているものではございません。それと同じことが、その下に調査対象児童の平日の主な帰宅時間帯というのがありますが、5時以前、5時から5時半、5時半以降という3区分に分けて属性を記載してございますが、これにつきましても無作為で実施したものでございますので、必ずしも実態は反映はしていないと。属性においては実態を反映していないというふうにご理解くださ

い。

それ以降、質問の1から質問の10、簡単に集約した結果がございます。特に注釈を申し上げれば、質問1で濃い網かけ部分の児童を対象に問2に来ている。薄い網かけ部分で回答した児童については、問3の方に次の質問を加えたというふうにご理解ください。

あと委員の方々、既にお気づきだと思いますが、総数が142で質問の中には142になっていないものもございます。これにつきましては、多分子どもの方がわからない、答えたくないというような答えがあったがために、総数が必ずしも142になっていないものもございますが、それはあくまでも子どものいわゆる本音を聞き出すということで、あえて142にそろえるようなことはしておりませんことをご承知おきください。

私どものアンケート調査の結果については以上でございます。

あと続きまして、前回積み残し課題となっておりました障害児の支援費制度における居宅介護について、並びに巡回療育相談につきまして、ご報告を申し上げます。

松原委員長 お願いします。

社会福祉課長 前回の審議会でご指摘のありました2点について、1点目は加藤委員からのヘルパー派遣、2点目は富田委員からの子どもの家への定期的な巡回相談、そういうご指摘がありまして、検討の結果をご報告させていただきます。

まず1点目の加藤委員からの障害児の移動に関しまして、支援費によるヘルパー派遣が可能ではないかのご指摘がありました。移動介護に対しますヘルパー派遣は、それが通年的で、かつ長期にわたる場合は除くというふうになっておりまして、すなわち児童の場合について通所施設や小規模の作業所、保育所や学校、子どもの家等への送迎は通年かつ長期にわたる外出と考えられますので、支援費からの対象とすることはできないということでございます。しかしながら保護者の出産とか、病気等で一時的に行われますヘルパー派遣は、保護者が付き添えないというためのものでありますので、支援費の対象とすることは差し支えないということでございます。

次に2点目は富田委員からのご指摘ですが、障害児のいる子どもの家への社会福祉課療育相談担当の専門職員により定期的に巡回することができないかというお話でございましたが、これまでは青少年課の依頼を受けた都度対応してきましたが、今後は各施設の意向を踏まえた上、定期的な巡回療育相談を実施していきたいというふうを考えております。

以上でございます。

松原委員長 ありがとうございます。それでは子どもの家の利用児童アンケート、それから社会福祉課の今のご回答等で何かご質問があたりになりますか。

(なし)

松原委員長 よろしいでしょうか。それでは議事の方に入らせていただきます。きょうはメインで放課後児童対策ということで、話を少し詰めていきたいと思うんですが、私の方で少し今まで出てきたようなことで、ランダムに挙げさせていただきますと、やはり皆さんが一つ出されていたのは、開設時間の問題があったと思います。特に閉めることで

ね、どこまで開けておくのかというようなこと。これに関わっては、むしろ前後で職員の方たちが打ち合わせをするような時間、つまり子どもが来る前に少し職員で打ち合わせをする。あるいは帰った後、少し今日の振り返りをするというような時間を含めて考えられないかというようなご意見もあったかと思います。

それから先ほどの社会福祉課のご回答のもとになったやはり障害児を受け入れているということで、その子どもの家、子ども会館で障害児を受け入れる、それをどう充実をしていくかというようなお話も出ていたかと思います。

それから、そういった意味では子ども会館、子どもの家というのは、どういうふうに区分をしていくか、あるいは統合をしていくかというような機能的な問題、あるいは物理的なことといえば、見学をさせていただいたということもありますので、建物設備の問題も皆さんのご質問の中にはあったかと思います。

それから、やはり職員体制、これはまず人数の問題の議論がかなり出ておりましたし、それから資格等、いわゆる職員の資質の問題というようなご発言もありましたし、勤務体制ということでは常勤、非常勤、こういった形態がいいのかというようなお話もありました。

それから全体、そういう職員の方たちの体制等も考えていく、あるいは全体の運営ということを考えていったときには、この運営形態を公でやるのか、民間でやるのかというお話も若干出ておりましたし、運営にかかわっては今鎌倉も有料化になりましたけれども、保護者の費用負担についても議論する必要があるんじゃないかというようなご発言があったかというふうに記憶をしております。

それぞれ、ある結論といいましょうか、ご意見に近いご発言もあったかと思うんですが、今まではこういったことに関心があるということで、基礎的なデータを提供をさせていただいたり、あるいは子どもの声が聞きたいということで、今回こういう子どものアンケート調査をやっていただいたりということで、この問題ももっともっといろんなことで、私たちが詰めなければいけない材料は多いかもしれません。ただ、職員の方や今実際利用されている保護者の方、あるいは将来的に利用されるであろう保護者等々のヒアリングもしてきましたので、そういったこと全体を含めまして、きょうは今ちょっと私なりに整理をしましたけれども、そのほかの柱を立てていただいてももちろん結構です。いろんな柱の立て方があると思いますので、ぜひこういった項目も議論すべきだということから始めていただいて、さらに一步進んで、この問題についてはこう考えたらいいんじゃないかと。あるいはそのところで、もし討議というようなことができれば、それもまとめていきたいというふうに考えております。

少し冒頭、私の方で話をさせていただきましたが、これに縛られることなく、ご発言をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

では、加藤委員お願いします。

加藤（芳）委員 前回、私が申し上げた件で先ほどご回答いただいて、そのとおりでご

ざいますけれども、支援費制度との関係でいいますと、他市の例でヘルパーではなくて私の記憶違いだったかと思えますけれども、デイサービスで学童保育に対応しているところがあるというべきところがございます、お詫びして訂正させていただきます。

ディサービスで学童保育に対応しているところがあるということを改めて申し上げたいと思います。ただし、その場合は地域性の確保という点では、若干難点を生ずるわけですが、その場合は送迎も行っているというふうなことで伺っております。

松原委員長 ありがとうございます。少し情報の追加をしていただいたということで、受けとめたいと思いますが、どうでしょうか。今、最初に障害児のお話が出てきましたから、そこから議論を始めてもよろしいです。四方委員は何か議論をすることはないですか。ちょっと口火を切っていただいて。

四方委員 障害児のことについて、私もずっとこれは気になっていることなのです。この間、指導員の方から非常に貴重な報告をいただいた中で、お話を伺っていてもこれはとても重い障害といいますが、問題をお持ちのお子さんを預かっていらっしゃるということで、ご苦労ものすごく大変だろうと思いますが、今のような配置基準で本当にいいのだろうかということ。それから恐らくうんと専門知識が実は必要な仕事をなさっているだろうということ。それから、もう一つは先程障害児への専門相談員の支援ということがありましたが、実は多くの専門機関があるかということ、やはり社会的資源は全般的に非常に手薄なんですけれども、それでも障害児を・・・やっぱり障害児と言ったらいけませんね、いろんな問題を抱えている子どもを専門的に見ているいろんな関係機関があるかと思いますが、このあたりとの連携は一体どうなっているんだろうかと。

それから、更に先程専門的な知識と申し上げましたけれども、学童保育を指導員が、あるいはそういう運営に一生懸命尽してくださっている方たちが、前回ですか、松原先生が冒頭に、とても大変な子どもたちが今増えているんじゃないかというお話がございましたが、実際にかかわりの非常に難しい子どもたちが、やっぱり今これはもう大人たちが一番頭が痛い問題ではないかと思うんですね。こういったお子さんもやっぱり学童保育の中にもおられて、なかなか集団の中でうまくやっていけない子どもたちですね。ぜひ私は研修が必要だと思います。先ほど松原先生が資質の問題をおっしゃいましたが、資質という場合、一つは資格の問題があるかと思いますが、資格よりも私は何よりも現在の人たちが研修を受けられるぐらいのゆとりのある職員配置と研修のプログラムというのが必要じゃないでしょうか。そんなところ、この今の問題に関しては持っております。

松原委員長 ありがとうございます。当然、研修というのは必要だと思います。そのためには、一定の研修の時間というのが保障されないと研修を受けられませんから、そのことも考える必要があるということです。ほかにいかがでしょう。石井委員お願いします。

石井委員 今の四方委員さんのご意見につけ加えるような形で。私も大変、障害を持っているお子さんへの対応ということにつきまして、いろいろ考えてみるんですけれども、何から話したらいいのかな。ヒアリングの中で職員の方たちから非常に貴重な意見を伺っ

たんですが、やはり私は思いますのは、今の四方委員さんと重ねまして、一番連携というところが、いわゆるこの間もネットワークという形で発言いたしましたけれども、子どもの家にお見えになるお子さんというのは、例えば障害と一口に言ってもいろいろですが、障害とこの間のヒアリングの中では軽度に発達上の障害をお持ちのお子さんのケースの話が出たと思うんですけれども、やはり大変理解をされにくいという特徴から誤解も生まれますし、対応が間違えば、それこそ二次的な問題も起こしかねないというような、そういった意味では専門知識とか、それから研修とかというのは大変必要なんですけれども、そういう子どもの家では、そういう障害を持っているお子さんというのが、今ケースとして出ましたけれども、例えば子どもの家では、それと同じぐらいに例えば、もしかしたら虐待を受けているのではないかとか、そういう非常に学校では、なかなか見逃されがちなこととも見えてきて、だけれども、じゃあそういう子どもの家で起きた問題をどこにどう発信していったらうまくつながっていくのだろうかというあたりが、やはり今一番、私が心配するというか、気になるところで、今後鎌倉市に期待するということでは、障害を持っているお子さんへの対応として、学校ももちろん同じぐらいに学校の先生たちが迷いながら対応というのは、私はあると思うし、ご家庭にもあるというふうに思うんですね。そうしますと、そういう地域も含めた、また療育センターも含めた大きなそういう関係機関、また地域も含めたそういうネットワークづくりと、そしてそういうものが障害を持っているお子さんだけに限らず、虐待等そういう何か問題があるのではないだろうかといったときに、すぐどこかへ、だれかにつながれば、そこで何か検討されていくような、何かそういう仕組みづくりということもあわせて必要ではないかというふうに考えております。

松原委員長 ありがとうございます。大変貴重なご意見いただいて、やはり地域の中にある子どもの家、子ども会館ということで、むしろ子どもの家、子ども会館、孤立をしないということ。それがひいては障害児だけじゃなくて、さまざまな課題を持った子どもたちへの対応、あるいは子どもの安全ということを考えれば、すべての子どもにかかわるような問題にもなっていくということで、前回ご発言にもあったんですけれども、その地域の中でのネットワークを組んでいくような支援というのも行政がしていかなきゃいけないことなのかもしれません。そういうご意見をいただいたと思います。ほかにいかがでしょうか。

加藤（邦）委員 ちょっと質問というか、ちょっと議論を進める前に確認したいと思ったんですけれども、障害児の方の対応ということで、ヒアリングの中で専任指導員さんと育成指導員さんとアシスタントスタッフの方がいらっちゃって、お二方のスタッフの方にお話をいただいたんですけれども、障害児の方はアシスタントスタッフの方が、かかわっていらっしゃるというようなことを何かお話になっていたような記憶があるんですけれども、アシスタントスタッフの方は6カ月勤務をして2カ月休んで、また勤務になるというお話がありましたけれども、ちょっと事実確認で、そういう子どもの家に通ってくる障害児の方の場合、どういう立場の方が担当していらっしゃるのかをちょっと申しわけないですけ

れども、聞き逃した点かもしれませんが、確認させていただきたいと思います。

松原委員長 では、これは事務局の方からお答えいただけますでしょうか。

青少年課長 子どもの家に障害児がいる場合、広い意味での障害児という意味でご理解ください。その場合には、やはり通常のスタッフで足りないというケースも当然のことながら発生をいたします。その場合には我々、アシスタントスタッフと呼んでおりますが、いわゆるアルバイトでございます。アルバイトを加配する。新たにその家に配置をするという対応をやっているケースもございます。ただ、それはアルバイトの職員が障害児をみるという意味では必ずしもございません。育成専任指導員、あるいは育成指導員、そしてアルバイト職員、それら3つの職種の職員がそれぞれの分野にわたって見るということでございます。障害児そのものを見るのがアルバイトの仕事というふうに限定をしているわけではございません。

松原委員長 よろしいでしょうか。

加藤(邦)委員 保育園なんかですと、私の知っている範囲では、例えば障害児の方が障害児であると認定された場合に、加配でつくスタッフは多分障害児の方、中心でかかわることが多いのではないかなというふうに認識しているんですけども、多分とても重度の方の場合は、やはり一対一ケアというか、一人の人がもっぱらにかかわるということが非常に必要になってくるかと思うのですが、現場の方に何わなければわからないところかもしれませんが、鎌倉市の場合は子ども会館と子どもの家という併設されているところで、やはり常勤の方というのは、そちらの対応に追われてしまうので、どうしても現実問題としては障害児の方に対しては、そういう加配された方が担当するような状況に今なっているのではないかなというふうに想像したものでお尋ねいたしました。

もし富田先生の方で、そういった鎌倉市の状況が私はちょっとつかめていないのかもしれませんが、そういった障害児の方に対応する場合のそういう保育施設の場合でしたら、どういうふうな現状になっているか、お伺いしたいなと思うんですが、よろしいですか。

富田委員 ちょっと質問がよく理解できないんですけど。

加藤(邦)委員 例えば障害児枠で入って来られるお子さんの場合ですと、私は横浜市で仕事をしておりますので、そういった場合は加配で、そういう担当職員というのがプラスアルファされて、そのお子さんには一対一ケアでとか、やはり細かく手が行き届くようにということで、そのスタッフが専門的にかかわるという場面がふえているというふうに認識しているんですけども、現状の保育の場面でしたら、どういうふうになっているかということをお聞きしたかったのですが。

富田委員 公立と私立では大分対応が違いますけれども、現在は鎌倉は当然ですが、県下の幼稚園、保育園はみんないつ障害を持つ子が入ってきても対応ができるように最低限のスタッフは確保していることになっています。程度の重い、国の基準の障害を持つ子の補助金というのは大変高いんですけども、私たち専門職のいない保育園では、なかなか国の基準の障害を持つ子に対応しきれませんで、多くは県の単独補助の子どもを受け入れ

ています。そうすると、その金額では加配1人をとすることはできませんで、アルバイトの職員を雇用して専門の常勤の職員が障害を持つ子にかかわる、そのすき間をアルバイト、非常勤の職員で埋めると、そういうことをしています。

鎌倉市の場合は独自に幼稚園に対して助成の制度がありまして、障害児サービス検討委員会で認定をして、鎌倉市が独自に補助金を出していますが、これもそれと同じで人件費に使うのか、肢体不自由児の場合にその補助を使うのか、その辺は特に縛りはありませんで、その辺は独自に使うことになっていますけれども、多くは人件費の正規の職員が障害児に対応する、そのすき間を埋める、そういうあり方。額としては非常に本来は、その専門の職員を雇用して対応できれば一番いいんですけど、それだけの補助金はないんですというのが実情です。ただ、たくさん研修に出て、非常勤の職員も障害児を受け入れるときに対応ができるような研修は常に続けている。その程度のことです。それでよろしいでしょうかね。

加藤(邦)委員 はい。今お話を伺いまして、やはりその学童保育の場でも、今、富田先生がおっしゃったような何か研修制度ですとか、やはりどこから補助をもらってくるかわかりませんが、何かそういった手だてが、受け入れる以上は必要なのではないかなというふうに思います。

それと巡回相談の件なんですけれども、やはり親御さんあつての相談だと思いますので、親御さんも参加して相談を受けるですとか、あとその部分って非常に難しいのではないかと、親からのニーズがなければ巡回相談というのは、職員ベースで進められるのかどうか、私はちょっとわかりませんので、もし何か案とか、考えていらっしゃる事とか、ほかの委員の方でお持ちでしたら、ちょっとお伺いしたいなと思います。

松原委員長 巡回相談もこの間、富田委員の方からそういう可能性はないかというお話が出たと思うので、今の社会福祉課のご回答だと可能だということですから、その先の運用ですよね。どういう形でそれができると、親と子どもにとっていいのかという。この間、富田委員がご質問になったときに何となく、それが実現されるとこういうイメージで巡回相談がされるといいかなというようなイメージがあたりになったら....。

富田委員 二つ考えられるのですが、まず一つは二階堂の子どもの家を見学したときに1人障害を持つがゆえの不登校じゃないかと思う子がおりまして、1人指導員の方がついていらっしゃいましたけれども、これは指導員一生懸命でしたが、相当荷が重いなと、そういうふうに感じました。これが、そういうところに巡回をして、プロからの適切なアドバイスがあれば、その指導員の方はもっと仕事がしやすくなるんじゃないかなと、そういうふう思った。

それからもう一つは、親は認めたくない。だけど、だれが見てもちょっとおかしい、気になると。今さらに気になる子といますが、そういう子の対応が実は一番大変なんだと思っていて、親が協力をしてきて認めた親は、親が認めると子どもは急激に成長しますが、親が認めないためになかなか子どもが成長しきれないというのはたくさんあります

から、その辺を今の指導員に親に対する説得力がどのくらいあるのかということも含めて、専門家が巡回をしてきたときに、また時間を合わせて親と話し合いをする機会があれば、より効果が上がるのではないかと、そういうふうに感じます。

松原委員長 ありがとうございます。職員サポートと、養育者、親へのサポート、両方あるのかなと思います。

今、もともと四方委員のお話の中は少し幅が広くて、例えば集団の中で過ごすことが難しい子どもだとか、さまざまな課題を持ったお子さんへの対応も必要だということからも、お話をさせていただきました。支援体制の中で、虐待児というようなこともお話が出ましたので、障害を持ったお子さんに対する対応についてということから少し広がっている部分があるかと思うんですね。そこには、やはり今の社会環境の中で子ども自身は本当にエネルギーを持っていると思いますけれども、なかなかそのことがきちっと出せないようなお子さんがいるし、それからなかなか今まで着目をされなかった、ただ困った子だと言われていた子どもたちは、そうじゃない、実は成長発達にさまざまな課題があるんだということが見えてきている部分があるんだろうというふうに思いますので、障害児ということをあまり限定的に考えない方がいろんな問題が見えてくるんじゃないかという、ご発言でもあったかと思います。

どうでしょうか。この課題についてやはり一つの項目といいましょうか、大きな機能になると思うんですけれども、お話をいただいた中では、皆さん共通しておっしゃったのが研修と、その研修の保障、それからやはりとても職員個々一人一人では何回も研修を積んでも抱えきれないんだと。ですから職員集団、それから地域とのネットワーク、そういった形でサポートすることが必要だと。そのために個々具体的な手だてをして巡回相談ということもご意見で出させていただくことができたと思うんですね。

このことにかかわって。どうぞ。

四方委員 もう一つ先ほどからアシスタントスタッフの話が出ておりましたが、私はこれはもう本当にどんなに大きく言っても言い過ぎないと思うんですが、結局いろんな問題を抱えていらっしゃるお子様への手数ですね。非常に大きいと思います。ですから、この辺はやっぱり行政サイドの方が、理解していただきたい。まずはわかっていらっしゃるでも結局予算の問題とか、いろいろあるかと思いますが、学童保育というのはもともと全く最低基準がございませんね。どういうふうにこれを解決していったらいいかということを実際に考えていただきたいと思っております。

松原委員長 これは職員の今手数とおっしゃいました。その職員数、配置数の問題。もともとの各子どもの家にどれだけの人数を配置をするか。それから今までの議論の中では、そういう今の職員体制、嘱託というような形でいいのかどうか。例えば常勤化というようなことが必要ではないかというようなことも議論の中には出てきたかというふうに考えておりますが、大体そういった職員の体制についてのご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。新保委員お願いします。

新保委員 この分野のことになると自分が大学4年生のときに自分の友達と話したことをすごく思い出すんですね。私の友人、学童保育で働きたいと思っていた同級生がいるんですけど、給料の話を聞いて当時5万円だとか、7万円だと言っていたのをすごく記憶があって、働きたいんだけど、とても無理だよなって二人で話したのをすごく覚えているんですよ。彼は子どもにかかわる仕事をしたいと言っていて、この分野にずっとボランティアで関わっていたんだけど、彼は結局別の進路を決めていった。彼には本当に働いてほしいなと、当時同級生として思っていた、すごく思いがあるんですけど、彼のような方が真剣に働ける場であってほしい。職場としても一本立ちしてほしいというのが、まず第一印象として思います。

それから次に特に放課後対策として見るとすると、学校に入るまで比較的安定した保育所というところで、幼稚園で暮らしていた子たちが小学校に入って、そして放課後の時間を過ごしていく。お兄ちゃんたち、お姉ちゃんたちいるんだけど、自分たちの場がなかなかできないという、そういう可能性がある時期でもありますし、それから先の時期を考えるとすると友達たちと触れ合う時間という積極的な面も、この学童保育には期待されるべきことなんではないかなと思います。どうしても一人一人孤立しがちにどんどんなっていますので、できるだけ地域社会で友達ができていく、知り合いがふえていくという、そういう貴重な期間なのかなというふうに思います。

それから次に先ほど障害の方と虐待の話が出ましたけれども、もう一つこの学童保育との関係では、ひとり親家庭の問題というのすごく重要なかなというふうに思います。前回も富田委員からお話がありましたけれども、私もその後いろんな資料を見ましたら、この次世代育成の関連の調査で調べた幾つかの市のデータを見ますと、ひとり親家庭、中でも母子家庭のお母さんたちの40%近くの方が利用を希望されているんですね。利用されている方はもう少し少ないようですけれども、利用を希望されているというふうに思います。これはある種、ひとり親家庭対策としても、とても重要なのかなというふうに思います。

それから前回、富田委員がおっしゃったことの延長上ですけれども、特に母子家庭ということを考えるとすると、父性的な面が不足するという可能性が当然出てくる。それから父子であるのは母性的な面が不足するというのは当然あるんですけども、逆に母子家庭であるからこそ父親の役割を果たさなきゃいけないとお母さんたちが思って、母性が欠如するということも当然考えられるわけで、そういうもう一方、欠如しがちなところを補うという役割もこの学童保育にはとても期待すべきことではないかなというふうに思います。

そのように考えてくると、何らかの形で子供たちがいる時間の外側の時間、子どもたちが来て子どもたちと一緒に活動するという時間の外側にやっぱり余裕を持った時間というのは、どうしても必要なのかなと。例えばケース記録をいつ書くんだろうとか。それから次の日の企画をいつ立てるんだろうとか。それから他の地域との連携をとると言っていて、いつとるんだろうか、なんていうことを考えると子どもがいない時間をどうにかして確保して、それを仕事の時間として確保していくというのが、我々の仕事なのではない

かなというふうに感じています。

以上です。

松原委員長 ありがとうございます。一つは職員の方たちの待遇の問題ということで、要するに税金がかからない、下のところでやって、それからちょっと超えちゃうと大変だという、ある意味中途半端で新保委員のご発言は要するに一本立ちといいましたが、ひとり立ちとおっしゃいましたか、そういうふうにまさに正規の職業として、つけるだけの給料というのも、これは必要ではないかというご意見というふうに思うんですよね。そういう意味では、常勤職員の必要性というご意見としても受け取れると思います。

それから、その勤務体制ということにかかわって子どもがいない時間帯、その準備、あるいは記録等、その時間も本来勤務として保障をしていかなきゃいけない。その余裕ですかね、職員の。そんなご発言だったと思うのですが、このことに関連しても、かなり職員のもう一つ集団経験の必要性ですとか、職員がどういう役割を果たすかというご発言も新保委員の中からあったと思うんですけれども、後でちょっといわゆるひとり親も含めた養育支援という観点からのこの学童保育、放課後児童対策の役割についてもご議論いただきたいと思うんですが、それらにかかわってくると思うんですが、職員の方たちの今の勤務体制、あるいは人数等で何かご意見がおありでしょうか。富田委員いかがでしょうか。

富田委員 定年後のおじいちゃんをボランティアに使うわけにはいかないんでしょうかね。つまり特に今、母子家庭の話が出ましたけど、父子家庭も大変です。母子家庭は父親の愛情に飢えている子どもたくさんいます。知らない子どもいます。そこにそのところで、おじいちゃん、あるいはおばあちゃんでもいいんですけど、そこで一緒に子どもと車座になっておしゃべりができるという、そういう家庭的な雰囲気ができたら、ボランティアだから人件費の心配はないし、おじいちゃんも生きがいになるだろうし、今、年寄りしか持っていないいろいろな文化や伝承するいろんなことがありますから、そういうところで一緒に遊んでいれば、もっともっと子どもの家が活性化するんじゃないかなという思いがあるんです。何もかもみんな行政で、人件費を丸抱えでやろうというんじゃなくて、それは最低限の管理システムに抑えて、あるいは専門のそういう障害や何かの子どもに当てて、多くは余っている知識有能な人間をただで使うという方向がいいんじゃないかと。ただで使うという表現はちょっとあれですけど。そういう方法も、これはここで考えた方がいいんじゃないかと、そんなふうに思いますけど。それは今、新保委員の話聞いていて、そう思ったんです。

松原委員長 ありがとうございます。手数というところで、ボランティアということも十分考えていいんじゃないかと思います。四方委員。

四方委員 今、富田委員のご発言から、実は私もそう思っております、先ごろ私どもの法人で、納涼祭をやりまして、このとき私は本当に目からうるこだったんですね。というのは、今まででは地域そのものが、もうなくなっているんじゃないかなという思いをずっと抱いてきていたんですが、NHKもこのごろ少し力を入れて番組を組んでおりますが、

もしかしたら皆さんが何か少し地域のことを考えなくちゃいけないという思いもありになるかなって、少し明るい気持ちになったんですね。そして、それにつけても私の周りでも同じ年配の男性が、みんな本当に力が余っております。本当に余っているんですね。もったいないなと思ったんです。だから、この人たちがその納涼祭のときには働いてくださいましたね。ものすごい人数でした。

ですから、やっぱりこのエネルギーというのは、ぜひ子どもたちにもいろんな力を与えてくれるんじゃないかと思いますね。ただ父権とか、そういうこと以上にいい物を持っていながら、もったいないなと。富田先生がおっしゃってくださったので、私も同様な感想を述べさせていただきます。

松原委員長 先ほど石井委員がおっしゃった地域と一緒にというの、そういう部分を含んでいるというふうに考えてよろしいんでしょうかね。ボランティアというような組織的な位置づけというよりは、もっと地域住民というようなイメージだったと思うんですけどね。

石井委員 先ほど連携という話の中では、今のようなそこまでは考えておりませんが、家庭を含めて地域のそういういろんな資源と思われるところとの連携もあわせてということだったんですが、今のご意見に私もちょっとつけ加えさせていただきたいんですけど、ある退職をされました校長先生と雑談をしておりましたときに、その不登校の子どもたちに勉強を教えてやりたいんだよって。勉強だけじゃなくて何か遊び相手にもなってやりたいんだよって。ただ、場所がないんだよ、場所がって。そういう先生たちはいっぱいいるんだよ、みんな力余っちゃってさとかという話になりまして、石井さんだから場所どっかみつけてよというような、そんな話になったことがあるんですが、そんなふうに関、四方委員さんや富田委員さんが言われたように、本当にそういう何か役に立ちたいという、そういうお気持ちをお持ちの方は確かにいらっしゃいます。

松原委員長 ありがとうございます。他の地域を見ても、そういう学童クラブ等で子どもたちと将棋をやったり、それこそ今囲碁が流行っていたりするんですけど、そのようなことはよく見ますが、ただちょっと、もとの問題に引き戻しますと、とはいえ、そういう方たちをうまく組織化をして、その子どもの家に来ていただくような、仕掛けをするようなもの、ただここでこう必要ですねと言っても、なかなか協力を得にくいとすれば、その仕掛けはどこかがしなきゃいけないだろうし、そのために核となるような職員の方というのは必要なのかなというふうに、それはそういうふうに思います。

もう一つ、前回の話で雇用契約が切れていってしまうと、人が変わっていってしまうということ。加藤委員がおっしゃったアシスタント職員の方が6カ月で一たん切れてしまいますよねというの、その辺の発想があったんだと思うんですけど、やっぱり継続的にかかわる。中学校へ行っても「こんにちは」というふうに遊びに来る。あるいは場合によっては高校生ぐらいになってきてくれれば、今おっしゃったようなボランティア、定年退職だけでなく青年層のボランティアということでも期待ができるということで、ある種

の継続性も必要かなと思うんですが、それ加藤委員いかがでしょうか。

加藤（邦）委員 鎌倉市の場合はとても恵まれていて、すごく新鮮な試みだと思うんですね。子どもの家と子ども会館が併設されているという、全国的に見ても非常に新しい試みの中で、やはりその質を高めていくためには、コアになる方がやはり常勤であるということは、とても大事だと思いますし、コアの方がその地域の特色を知った上で使える資源をつないでいくという、やっぱりネットワークには核が必要だと思いますので、アシスタントの方も含めてですけれども、もう少し責任という意味ではネットワークづくりには、そのコアが必要というふうには私は感じています。

あと予算のことでは難しいと思いますが、ただどこから考えていくかというときに、やはり中心的にネットワークをつくっていく、一応、何か中心になる人というのは必要だと思っています。

松原委員長 ありがとうございます。もちろん余り非現実的なことというのは、実現することを考えると大変なので、そこの今の財政の中で、例えばそういうコアになるような職員をどういうふう to 確保できていくんだらうかと。ここはまた現実的な課題として考えなきゃいけない部分はあるかなと思うんですが、逆に現状それは難しいからできないと、はなからあきらめてしまうんでは、それはまた審議会としても意味がないと思うんで、ご意見はやはり必要だということから工夫をするという、そういうスタンスになるのかなと思います。石井委員。

石井委員 今の核になる人ということで、例えば今財政的に常勤が難しい現状があるならば、必ずしも、じゃあ子どもの家の常勤ではなくてもいいのかなという気がいたします。例えばその軽度な発達に障害を持っているお子さんのことを例にしますと、それは多分学校においても同じような対応についての先生たちのいろいろ対応について困っているというのがあると思うんですね。その場合に学校と子どもの家というのは大変つながりがある中では、もしかしたら学校の現場の中にそういう中心になる、いわゆるコーディネーター役の先生が可能性としてはできるかなというふうに思います。その点に関してだけ言うとね。

松原委員長 ありがとうございます。少しその職員の方のお話が進んでおりまして、それと関わってボランティアの方たちの協力、あるいはもう少し地域住民の参加というようなことも議論の中に出てきているかと思えますね。そのことは特に後半の方のボランティアとか、地域住民の参加ということでいえば、いろんな世代が交流をする場ということでも大切だという。富田委員、新保委員のお話の中からも出てきていると思います。そういうことで言うと、先ほどの石井委員の退職された校長先生のお話なんかも含めて、こういった子どもの家、子ども会館というのが、そういう活動の拠点になるというようなことで、子どもだけじゃなくて、やはりもちろん見知らぬ人への対応というのも、もちろん必要なんですけど、もうちょっと地域の人たちがいろんな形で出入りできるような工夫というのが、必要だというご意見も出たと思います。

それで、それだけでとても賄い切れるというふうには考えないですけども、職員の方たちをどう確保していくか。あるいはその他の勤務条件を改善していく、あるいは日常的な運営のゆとりを持っていていただくというようなことの中で、2回目か3回目でしたか、3回目だったかな。少し保護者の負担、ヒアリングをしたときに幾らぐらいならいいんでしょうなんていう、割合と直接、直截なご質問も出ているんだと思うんですが、この点は今の保護者負担ということについて、何かご意見ございますか。確か近隣の市の負担状況なんかも既に資料でいただいておりますので、そんなことも。お手元に資料がなければ、もう一回事務局の方から確認していただいてもいいんですけど。保護者負担についてはいかがでしょうか。もう一回無料という形に戻すべきだという意見があっても当然これは構わないと思いますし、その点についていかがでしょうか。

あるいは保育の場合には、所得級ベースになっていますけれども、今学童の場合には一律負担になっております。そんなことのご意見でも結構です。ちょっと事務局、資料が出ましたら確認していただけますか。本市と近隣市と金額だけで結構です。

青少年課青少年担当係長 本市の場合は今年度が月額でお1人について4,400円になります。近隣でまいりますと、藤沢市さんが平成15年度で平均で1万2,533円、小田原市さんが6,000円、逗子市さんが8,600円。県央の方に行きますと相模原市さんが8,250円、厚木市さんで8,000円、秦野市さんが4,000円、あと海老名市さんの方で形態がちょっと特殊かと思っておりますが1万4,821円、座間市さんで5,419円。大体1万円を超える市と、4,000円前後とその中間の8,000円クラスというふうな形に大体大きく大別されるかと思えます。

松原委員長 ありがとうございます。これは再確認ということでございます。

松原委員長 そうだ、おやつ代というのがあります。鎌倉市はおやつ代は、

青少年課青少年担当係長 鎌倉市の場合、おやつ代は含まれておりませんで、館ごとによって違いますので、それが大体2,000円前後の範囲だと思いますので、大体6,000円ぐらいの平均だと思います。

松原委員長 小田原は総勢で合わせると6,000円で、小田原はおやつ代というのは入っていますか。

青少年課青少年担当係長 この段階では、そこまでは入っていないかなと……。

松原委員長 という状況ですが、これは何かご意見はございますか。現状この程度だろうというご意見もあるかと思えます。

四方委員 これでも高いのでとかという声も中に何かあったような気がするんですね、アンケートの中に。それで、申し出があれば免除という制度があったけれど、なかなかそれが申し出がなくてというような、確かヒアリングのときにそんな話が出ていなかったでしょうか。それで申し上げたいのは、とっても困窮されているご家庭もあるうかと思うんですね。そのあたりの言いやすさといいますか、きちっとしたPR、そういったことが本当にうまく徹底できるといいのかなと思っております。というのも、被虐待のお子さん

ずっとおつき合いしている中で、とても経済的に困窮してきたときというのは、非常に一人ぼっちな気持ちになり、そして子どもに対してもいらいらが出てしまったり、子育てそのものもうまくいかない事態を迎えることが非常に多いんじゃないかと思っております。私どもの方の学園に措置されてくるお子さんたちも本当に経済的な問題が、ある方が多うございます。今の減免制度のことがうまく伝えられる制度が必要ではないかと思っております。

松原委員長 事務局、情報提供をお願いします。

青少年担当係長 一応、有料化を実施するに当たりまして減免の制度をつくりました。一つは生活保護世帯の方、それと前年度の市県民税が非課税世帯の方という状況で、現在今8月1日現在で510名強の入所児童を受け入れております。減免については、現在申請を継続している部分もありますけれども、約70名前後の方が減免の対象として申請をいただいております。

一応、新入所の説明会に対しては、減免制度のあることは、この段階では申し上げておりますし、一応さっき指導員の方から、その辺は近隣の目からというようなことで、申請をされない方もいらっしゃるというお話もありましたけれども、かなりの困窮度の生活保護の段階まで行った方については、逆に社会福祉課サイドの方から連絡をいただけるような形もっておりますので、あとその所得状況になりますと、なかなか個人情報との絡みがありますので、ご本人の申告をいただかないと把握できないという部分はありますけれども、一定程度は機能しているかと思っております。

松原委員長 減免制度のお話が出ましたが、ほかには、この保護者の負担についてはご意見ありますか。特にないですか。新保委員この間、質問されていましたが、何かお考えがありますか。

新保委員 私自身の考え方は、先ほどお話ししたように少し手厚いものをやりたいということですから、それを経費という面から見るとするならば、経費が従前に比べるとかかるということが前提になるんだろうと思います。そう考えるとするならば、それを公費で賄う部分、当然必要になってくるとは思いますけれども、それ以外の部分、つまり具体的にいうと保護者の負担の部分というのが、当然従前よりも高まるということを考えざるを得ないかなというふうに思います。これは痛し痒しのものでございますけれども、子ども関係の制度、施策をずっと眺めてみると、安かろうということに今までこだわり過ぎてきているのではないかなと。もう少し子どもの分野にお金をかけていいのではないかなという感じが私はしています。

ですから全体として高くなる、先ほどの幾つかの例でいうと、5けたに乗ってくるということについて真剣に考える時期に来ているのではないかなというふうに思います。当然それと同時に減免のものとか、何かということは考えなければいけないというふうに思いますけれども、ですけれどもイメージとすると保育所に近いようなもののイメージというのはあり得るのかなというふうに思います。主に所得に関するものとの関係を幾つか多段

階にするかどうか、それはとても大変なことなんでしょうけれども、そういうことを考えないと上に上げていくということは事実上無理なのかなという感じがしています。これぐらいですか。

松原委員長 ありがとうございます。ほかにご意見いかがでしょうか。富田委員お願いします。

富田委員 鎌倉市は他市に比べて安い方ですね。これは安いからしょうがない、この程度で我慢しろという発想は根底にないんですか。あるんじゃないかという気がする。1万2,000円とったら、お金を払う方は相当強気になりますから、もっと強いサービスを求めてくると思いますけれども、だから担当の課は一生懸命やるとは思います、鎌倉市が一生懸命やっていないというんじゃないんだけど、ないからしょうがないやという、ややあきらめがあるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

松原委員長 事務局お願いします。

青少年課長 平成15年4月から有料化をいたしました。それまでは一律無料で行ってまいりました。今の係長の説明によりますと平成16年度は一人4,400円、第二子以降は2,200円で行ってまいりました。有料化を実施するときに発想の基本というのは、やはり一時的に例えば3月31日までゼロだったものが、4月1日から月額例えば1万円。そういうような保護者負担のあり方というのは、基本的に保護者の生活のサイクル等を考えるとやっぱり適切でないだろうというのが基本に行っていました。

したがって、安い高いは別問題で行ってまいりますが、月額4,400円の使用料、これにつきましても平成15年度と有料化当初は4,000円で行ってまいりました。平成16年、今年度が4,400円、400円アップをしました。平成17年度、来年の4月からは4,700円、児童1人当たり月額いただくような形になっております。

したがって、本来の使用料が幾らを設定するかというのは、大変難しい話だとは思いますが、一応、保護者の生活のサイクルというものを考えて、この金額になったというふうにご理解いただければありがたいと思います。

富田委員 まさしく議会答弁で、そういうことになるだろうと思っておりましたから、その件はそれで結構でございますが、私たちがここで学童とかという、放課後児童対策のことをどうしようかと考えるときに教育委員会が思い切って発想を変えなければ、子どもの家はものすごく使いよいものにはならんんじゃないかという気がするんです。どうも担当課は小学校の附属というような考え方があるんじゃないか。まず学校があって、学校がある時間に終わっちゃうから、それから夕方までの間、子どもの面倒を見ると。この学童保育という名前がついて、最初に始まったころはまさしく子どもが「ただいま」って玄関にかばんを放り投げて夕方まで遊ぶと、そういう家庭のある一部のかわりをする、そういうふうな形があるというようなお話を伺ったことがあるんですけれども、今やそういうふうな匂いは少なくなりました。学校でもない、家庭でもない、その中間の停留所でもない。だから結局、段階的にその料金を上げていっても、中身のサービスは目新しいものが見え

てこない。これは学校がまずあって、それから学童とか、放課後児童対策ということではなくて、学校が終わっちゃった後、子どもは親が迎えに来るまでの間をその集団生活をどうするかということにしないと、いつまでたっても同じことじゃないかという気がするんですけど、委員長どうぞ。

松原委員長 ありがとうございます。多分、新保委員と富田委員がおっしゃったことっていうのは、必ずしもそれが、1が1の対価にはなっていないにしても、保護者負担が生じることによって、どこが駆り出されていくのかということがはっきりしていない、見えてこないんだという、今までのこの5回を通じて、あるいはヒアリング等を通じてというご指摘であったと思うんですね。やはり本来負担をもし増やしていくのであれば、それで何らかの目に見えるサービス改善というものがないと、ただ、事務局に対して申しわけないんですけども、保護者のショックが余りないように順次段階的にちょっとずつ上げていくという段階では、やっぱり本来的な意味と少し外れるんじゃないかというご指摘であったんじゃないかなというふうに思います。

やっぱり実際提供されるサービス、あるいはそれは職員の勤務体制等にかかわると思うんですけども、そういったところに反映をされなければいけないんじゃないかという、そういうご意見だろうというふうに私なりに解釈させていただきたいというふうに思います。

富田委員 もう一言だけ。4,000円だったらとらない方がいい。とらなきゃ何でもできる。予算があるから、ここまでしかできない。だから、ただならば、それは何でもできる、思い切ったことがやれるんじゃないですか。その運営するための予算はどうしても必要なんですけれども、お金をとったから、だからそのとったお金を有効に議会でも認められるような使い方をしろということになるわけで、全く親からの対価を求めずに市の予算でやれば、要するに目に見えないところはみんなが汗をかくことだと思うんですけど、何かそんな考え方ってどうなの。でも、私はやっぱり受益者負担で額の多少ではなくて、お金は徴した方がよいなとは思っていますけれども。

松原委員長 ありがとうございます。ほかに、この保護者負担ということにかかわってのご意見おありになりますか。

一方でやっぱり行政がどれだけ公的な負担をするかということとセットなんですね。その学童保育というのは、やはり今の子どもを育てていく上での非常に一般化しているニーズだというふうに考えれば、これは保護者負担だけじゃなくて、公費助成の上で考えるかと、セットで考えるべきことだと思うんですね。恐らく富田委員の途中での発言は、そういうご趣旨もあつたんだろうと思います。

それでは少しそのどういう中身で子どもたちに、この子どもの家のあるいは子ども会館のサービスを提供するかということで、少し具体のお話も出てきまして、この間からやっている、それと既に新保委員の方でお話があるんですけども、どうしても開設時間というようなことで、今まででもやはりもう少し特に終わる時間が延びないと、なかなか親

も働きにくいというご意見が、これはきょうの議論の前にも少し出ていたんだと思いませんので、また改めて開設時間等についてのご意見を伺いたいと思いますが、この点いかがでしょうか。もうあと確か1時間か、2時間は開設時間を延ばしていいんじゃないかというご意見があったんですけどね。お願いします。

富田委員 もう少し延ばしたらいいんじゃないかということを上げたのは私にして、その根拠としては、厚生労働省の保育の保育事業の中に放課後児童対策というのがあって、そこのお金が何がしか出ています。そのお金を青少年課が、それを使って放課後児童対策の一部に当てていると。それは子供のために使うお金だから、それを青少年課が使おうと、こども福祉課が使おうとよろしいと。でも、その福祉のお金を使うのであれば、保育園と同じように午後7時まで保育するのが望ましいのではないかというふうに前に申し上げたわけです。

松原委員長 具体的に午後7時というお話も確かに出てきて、この点はいかがですか、ほかの委員。石井委員。

石井委員 その7時というのは、私も多分前回あたりで何かその辺が、枠をつくるとすれば妥当なところかなということを出言したと思うんですが、何か送られてきた資料を見ましても、大体そのころでいいのかなというような感じを持ったんですが、1点この開設時間を検討するに当たりまして、ちょっとまた別の視点から見ていく必要があるなと思っております、それはこの審議会の5月ぐらいか何か忘れちゃけれども、早い時期に子ども会館、子どもの家の管理運営の総合的見直しという報告書をいただきましたけれども、その中に子どもの自主性を尊重し、自立を支援する上では長時間の開設は問題があるというふうな記述があるんですね。そのこともちょっと私、気になっておったところなんですけれども、その長時間保育が問題であるというふうなことから、もし見ましたらば、開設時間を延長することというのは子どもにとっては悪である。だけど母親の子育て支援という面からはいいという。そういうふうな考えになると思うんですね。

ただ、私は本当にその長時間保育というのが、子どもの自主性と自立性を尊重する上で問題かというのと、私はそうではないという考えなんです。子ども、例えば家庭、または親が子どもとかかわることにしましては、量の問題ではなくて私は質の問題であると思っておりますので、ここでこんなふうに長時間の開設、長時間ってどこまでを長時間というのかが、ちょっとここには書いておりませんが、開設が問題であるというふうなことを言い切ってしまうと、ちょっとその辺でまた議論が必要かなと思うので、ほかの委員さんのご意見も私はお伺いしたいというふうに思っています。

松原委員長 富田委員、各委員、いろいろご意見があるかと思うんですが、富田委員いかがですか、長時間保育。子どもの自主性とか、成長とか。

富田委員 これは大昔から議論してきていることでありますが、子どものこれは、学童は小学生ですけれども、保育園の方の乳幼児からいくと8時間が限度だろうと。ただ、今の運営費の計算が11時間の計算になっているので、それが当初厚生省は8時間でしたけど、

今や11時間である。8時間が限度なら8時間でおやりなさい。だけど3時間分、運営費を削りますと、こういう話になっていますから。厚生労働省になってから母親の就労支援という感覚が非常に強くなりましたから、母親の就労支援をするんなら11時間、あるいは13時間保育をしないと、親が正規の職員になれない。非常勤になって子どもが病気になると休むと親は解雇される。解雇されると3カ月は仕事がない。仕事を見つけたときは時給が下がる。そうすると子どもに虐待の手が伸びると、こういう悪循環になるから、それは11時間、母親の就労支援をするんだけれども、それは子どもの幸せに跳ね返っていくことから、だから8時間がいい、11時間ではだめだということは棚上げにしないで済むようにしよう。これが現在の私たちの基本姿勢であります。

松原委員長 ありがとうございます。非常に行政の流れとして説明していただきまして。もうちょっと実際的なところで、加藤委員どういうふうに思っていますか。

加藤(邦)委員 やはり鎌倉市の場合は、子どもが一人で帰宅するケースというのもありますよね。7時でもやはりそれ以降になるという方もいらっしゃると思うので、今現在6時で閉所の意味というのは、やはり6時でも一人で帰る子の場合、その時間だったら安全は確保できるのではないかなという考え方がきっとあるのではないかなと思いますので、親が迎えに来るのであれば、7時までというのも可能ではあると思いますが、冬などに7時に一人で帰るとするのはちょっと。保育園の場合はほとんどの方が迎えに来るわけですが、小学校で低学年の場合ですと一人で帰るなら6時。迎えがあるのであれば7時まで開設するというのは、私は今までの議論の流れを見ると、そういうのが今の現代の流れとしては妥当なのかなと思います。

それよりも、むしろ夏休みの開所時刻を早めるということが、お話の中で出ていたかと思いますが、一般的な登校時刻に合わせて開所時刻ですか、それは休みのときにやはり朝1時間ほど家にいて、それから子どもが学童の方に行くというよりは、休み以外の平日の登校時刻に合わせて開設するという事は大事ではないかなと思うんですが。ちょっとまとまりませんが、何か親としての立場ではそういうような意見を皆さん持っていられるのではないかなと思います。

松原委員長 子どもの安全確保というのも、すごく大切なことで。そのあたりも例えばお迎えのところ、地域の方が協力してくださるとまたちょっと違うのかもかもしれませんね。もともとの石井委員のご発言で、子どもの自主性云々というところで、四方委員、何かご意見ありますか。

四方委員 私はそうですね、自主性のことは子どもにとって本当に大切なことで、自主性とは何かということから、これもものすごく議論しなきゃいけない問題になってくるので、なかなかここで、それが尽せるかどうかわからないと思うんですが、やはりこれは運営の問題じゃないでしょうかね、中身の。やはり確かに7時までには自分が身動きならない時間というふうに子どもが本当に縛られる時間というふうに思えるような運営だったら、これはやっぱり自主性の問題でひっかかってくるかと思えますね。

ですから、例え同じ時間でも、その子が自分の時間として、どれくらいお仕着せの時間じゃないものとして、そこで活動できるかという、その場をどう与えていくかということだろうと思いますね。それには、いわゆる空間の問題や、さまざまなことがかかわってくるかと思います。

ですので、先ほどのそういうことに関しては時間延長のことは、私もむしろ考えなくていいんじゃないかしらと思っておりました。時間の問題はたびたび私も申し上げてきたんですが、今回のいただいたアンケート、子どものアンケートをちょっと拝見しておりました、質問1で平日の児童の主な帰宅方法のところに、やっぱり一人だと、お友だちとというのが結構あります。一方、迎えのある児童というのは、本当に近隣の方ですね。ですから、これはもうやむを得ないことだろうと思うんです。しかし質問4のところを見ますと、6時59分以前に家族がいらっしやらないというのが、62%ですね。これ母数が非常に少ないので、わかりにくいんですが、しかし7時ぐらいから先を延長するというのは、これは不可能だろうなという思いがございます。指導員の方たちが、その後すぐにお帰りになるわけにはいきません。そちらの方の勤務時間のこともありますね。先ほど話題になっておりました記録の問題、これは次の日への大事な申し送りでもあります。そういったことを考えますと、やはり7時が限界のところをお願いできればなと思っております。

松原委員長 ありがとうございます。ということで、新保委員も前から言ってくださったんですが、子どもたちが帰った後、職員の方たちがまとめをする、あるいは翌日の申し送り、企画をする時間、これも必要なんじゃないのか。その時間、子どもがいなくなっている、その仕事であるというお話があって、これは開設時間といいますか、実際に子どもの家、子ども会館が機能していくというふうに変えたいのか。時間というのをもう30分ないし1時間というのが、これは考えないといけないんじゃないかというご意見もありますね。

それから加藤委員から夏休みというか、長期休暇中の開所というのもお話しいただきましたので、これも特に委員の方で追加されるご意見がごありになりますか。よろしいですか。

あとは全般的に運営そのものについては、これを公立としてやっていくんだという考え方もあるでしょうし、民営化というような考え方もあるでしょうし、その第三の道というものもあるのかもしれませんが、そういう運営形態については何かご意見がございますか。

新保委員 少し学校から離れているところが、幾つか見られるように思いますので、安全ということを考えてみると、学校のそばか、もしくはもう少し数をふやすかということをお考えなければいけないなという感じがしています。やっぱり安全というのは、どうしても必要なことではないかなというふうに思います。そう考えた場合に現状よりも数をふやすということを、もしイメージするとするならば、すべて公立でやっていくというのは、かなりしんどい話になるのかなと思いますし、やり方とすると例えば、これから先を考えると保育所と幼稚園で学童をやるということが解禁される方向になるだろうというふうに思いますので、それをやっていくかどうかということで、本市としても考える必要がある

のではないかなと思います。

それから次にもう少し、ここでは何というのか、公民館とか自治センターとかという、もう少し身近な地域資源というのを活用するという方法もあるのかなというふうに思います。先ほど高齢の方で勉強を教えたい方がおられますよというお話がありましたけど、学童としてやるというのも、例えばそういう比較的公的なスペースを活用して、そこにいろんな人に来てもらってやると。そこに比較的、係をするような職員を1人置いておく、もしくは巡回するというような形で数をふやしていくというやり方もあるのかなという感じがしています。そのあたりになると、もう自治会に委託するぐらいのものになるのかなという感じがしています。

以上です。

松原委員長 ありがとうございます。ほかにご意見。

(なし)

松原委員長 よろしいですか、今の新保委員のご意見は多種多様な放課後児童対策、施策というものを地域の中でつくり上げていくというようなご意見だったと思います。

そうしましたら、ちょっと私が当初考えていたような項目というのは、少し私の方でリードしながらご意見を伺ってはいるんですが、ほかにこういうことを一つの項目として挙げておくべきであろう、先ほどひとり親対策との関連でということでご意見いただきまして、それでそのひとり親家庭の養育支援という視点が必要であろうというふうなご意見を伺いましたので、そこは富田委員、新保委員、何か補足ございますか、ご意見で。

新保委員 私は特にはないですが。

松原委員長 特にはない。そういったようなことで、委員の方々から、こういう視点で今回放課後児童対策ということで検討をしておく、あるいはこういう視点から、こういう意見があるんだというようなご発言をいただきたいのですが、いかがでしょうか。四方委員お願いします。

四方委員 これまで出ていなかったことで、私は見学させていただいたときに少し気になっていたことがあるんですね。先ほどの自主性の問題と多少かわることなんですが、今の子どもたちにとって不足していること、それは、多少贅沢な望みなのかもしれないですが、見学させていただいたときに運動する場所とか、その場がグラウンドの形式になっておりまして、大きなグラウンドを持っていらっしゃるんですよ。どこの施設でしたかしら。

松原委員長 鎌倉の駅の近く。あれは大船ですね。

四方委員 ええ、大船の方の。しかし子どもたちが一人も遊んでいないというような状況がありますね。それから一番最初に見せていただいた二階堂ですかね。

松原委員長 二階堂の裏のね。

四方委員 ええ。それで、それがどうしてこんなに広いところがありながら、子どもたちがなかなか遊びにくい。学校風の広場なのかもわからないですね。やっぱり何という

か、不思議な空間というのが、今の子どもたちにはなくなっています。先生方は非常に管理的にはやりにくいかもしれないけれど、設備を考えていただくときに、やっぱり穴とか、山とか、何か木があったり、そういった場所があればいいですね。木登りはしてはいけないとおっしゃっていた指導員の先生もいらっしゃいましたが、学童保育の1年生、2年生、3年生というのは、それが一番楽しみな年齢なんですね。ですから、この放課後に子どもたちにその時空間を用意していくときに、そのあたりのややこしいんですけども、そういう世界は子どもたちがとても大好きで、またそれが育ちの糧になっていくあたりのところをご配慮いただけないかなと思っていました。

振りかえてみますと、私の息子がやっぱり学童に行っていたのですが、学童そのものがまだ本当にできていない時期で、親の仲間たちとある幼稚園の廃屋をお借りしまして、そこで友人の一人が指導員になってくれました。大変有能な方でしたが、それはそれはもう汚い汚いところではありました。汚いのがいいと、少しも思っていないんですが、大変のびのびとそこでいたずらをしておりました。その時代のことを今も非常に懐かしがっております。設備については、今どき建物もよくなっているし、すべてそのころから見れば子どもたちは大変幸せです。食べ物もいいですね。今までの議論は最も基本的なところを議論してきたと思いますが、そういったところもご配慮いただきたいと思っております。

松原委員長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。加藤委員いかがでしょうか。

加藤(邦)委員 先ほどのひとり親支援ということだったんですけども、障害児の方もひとり親家庭の方もやはり地域から孤立しないということは、とても重要なことで、学校生活ではもちろんなんですけれども、何か学童保育を営む中で、子どもの家と子ども会館の交流ですとか、何か地域とどのぐらいつながっているかというのは、何かこう形にしていくようなシステムがあるのであれば、考えていけるといいなと思うんですけども、なかなか形になりにくいし、関係性が見えにくいところなんですけれども、学童クラブを終えてからの高学年での子ども同士のつながりですとか、地域でそういうご家庭が孤立していかないようなことを発信していける場として、その子どもの家が位置づけられるといいなと思っておりますので、学校でもない、地域でもないというか、家庭でもない、その中間あたりで機能できる部分というのを機能させていって、形にしていくというのが一つの課題かなというふうに思っております。

松原委員長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。新保委員。

新保委員 少し今ちょっとずれてしまうかと思うんですけど、先ほど異年齢の話が高齢者の方、これすごく大事なことだなと思います。それから、もう一つ異業界というんですかね、経済界の力をどうにか見込めないかなという感じがしているんです。先ほどいろんなことでお金がかかるという話をしましたけれども、多分地元の方たち、もう少し具体的にいうと、例えば地元の商店街の方たちと何かタイアップして、例えばですけど、ある程度利用している方であるならば、例えば1割引券をお配りするというようなことをして、

少しでも何か経済的に楽になるようなことをするというと同時に、経済界の人たちにもこういうサービスがあるんだということを知ってもらおう。それでいろんなアイデアを出してもらおうということも我々にとって、もう一つ異業界の方からの知恵を借りるということも、すごく必要なことなのかなという感じがしています。

以上です。

松原委員長 ほかはいかがでしょうか。

(なし)

松原委員長 そうしましたら、大体網羅的にご意見を伺いましたので、これを文章にしなきゃいけないんですね。それで、これは後で事務局と相談させていただきますが、中間報告という名称になるのかなと思いますが、学童保育にかかわって、5回、実質4回なんですけれども、議論をしてきたことについて、ある発信をこの審議会としてしたいというふうに考えておまして、ただ次回は2時間のうちの半分ぐらいは新たなテーマでスタートを切りたいと思いますんで、少し2カ月に1回ぐらいのペースの間とところで、作業をする時間、文章づくりをする時間というのをいただきたいと思うんですが、こと改めて起草委員会とは言いませんが、少し事務局にも手伝っていただきながら、その中間報告案みたいなものを次回までにつくって、それについて皆さんに議論をしていただいて、基本的な修正もあるかもしれませんが、いろいろご意見をいただくということをしていきたいと思うんですが、少しその中間報告の作り方ということで、そんなことで次回までの間に少し実務的な作業をこの委員会の方の一部の委員のご協力を得てほしいと思うんですが、そのことはいかがでしょうか。

(異議なし)

松原委員長 よろしいですか。そうすると具体的にだれということなんですけれども。一応、私としては、もちろん私も参画したいと思うんですが、この問題ということで、保育からとの関連、それから副委員長でいらっしゃるので、富田委員とそれから総合的に見ていただけるということで、新保委員と3人で事務局とうまくファクス、メールのやりとりを頻繁にしながら中間報告案をつくっていきながら、うまく作業が進めば、余裕をもってそれを仕上げ、ある種形ができつつある段階では、四方委員、両加藤委員や石井委員にもご相談をしながらというような形でつくっていききたいなというふうに考えています。

富田委員、新保委員、ご協力をお願いします。次のテーマのときに、また次の委員にご協力をいただくということで、ちょっと次のテーマのご相談もしておきたいと思うんですね。いろんな課題があると思うんですが、やはりきょうのお話の中にも出ておりました虐待ということにかかわって、秋口には児童福祉法の改正も予定をされております。そういう意味で、鎌倉市の役割というのが、ある種変わってくる部分があるかと思いますが、ちょっとそのことで、虐待というところに焦点を当てていきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ちょっと事務局の方からお願いします。

こども福祉課長 今、松原委員長の方からお話がありましたように、この3月に虐待防止法が改正されまして、これに加える形で児童福祉法の一部改正が予定されています。来年の4月1日に施行する形になっているんですが、その内容はこれまで児童相談所が、その役割を担っていらっしやった部分が、児童相談について、第一義的には市町村がその役割を負いなさいということをごさいますて、児童相談所は要保護性の高い困難な事例への対応、あるいは市町村に対する後方支援を重点化するというような内容をごさいますて、そうしますと私ども市町村は児童相談の窓口の設置から始めないといけないという話になるわけをごさいます。我々はそのための経験、知識がない中で手探りで始めるわけをごさいます。

一方で県の方も、そこでどういうあり方がいいのかという、あり方検討委員会のようなものを立ち上げて、市町村を含めながら検討をしていくということをごさいますて、この児童福祉審議会でも鎌倉市として、どういうふうに対応していけばいいのかという部分を審議していただいて、それを私どもにできれば年度内ぐらいをめどに、もっと早ければ年内でもいいんですが、ご審議いただきたいというふうにごさいますて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

松原委員長 どのぐらいの日程でやれるかは、またご議論の中身によると思ひます。そういう体制の話が出ておりましたので、児相の加藤委員がやはりいろいろ県としての情報も提供していただきながら、防止ネットワークということで、今でも鎌倉市は機能しているところもありますので、それプラスという児童相談体制の変更ということで、ご意見いただきたいと思ひます。それぞれの委員の方が、虐待にかかわっては実際にいろんな対応をされていたりということがあると思ひますので、そんなことのご意見も伺っていきたくと思ひます。ということで、次回の日程調整をさせていただきますと思ひます。

それで一応、平日の6時～8時と土曜日という組み合わせで、交互になるべくやっていきたいというふうにごさいますて、きょうが平日の6時～8時パターンでしたので、次回が土曜日ということになって、きょうは8月ですから9月かというふうにごさいますて、ただ、もう作業をさせていただきますので、そんなに早い土曜日だと3人プラス事務局の方の作業が追いつかないということがありますので、そんなことを考えるのと、あとは実際に会場がとれるかというようなことがあって、先ほど事務局の方に確認しましたら、なかなかやっぱり土曜日は会議場がご繁盛のようで、なかなかとれないということで、18日の土曜日、これは時間帯は。

事務局 一応、例えば午後2時ということ。

松原委員長 午後ならば、今手配できるのですが、9月18日というのはいかがでしょうか。

(日程調整)

松原委員長 それでは、ちょっと四方委員申しわけないんですけれども、本当は虐待の問題なので、四方委員にはいていただきたいなというふうには思ひますけれども、ちょ

っとご勘弁いただいて、次々回は、ぜひご参加いただくということで、第一優先順位で四方委員の……。

申しわけありません。では、18日でセットさせていただいて。ちょっと加藤委員が3時というふうにおっしゃっていますので、3時～5時でセットをしたいと思います。

松原委員長 次回は、半分はきょうの放課後児童対策に使わせていただきますので、実際には基礎データの読み込みということになると思います。

それでは、ちょうど時間になりましたので閉じたいと思います。それで、ちょっと作業の手順を確認したいと思いますが、富田委員と新保委員は後5分ほど、お残りいただきたいと思います。

全体としては閉じたいと思います。どうもありがとうございました。